

ものづくり実用化評価支援補助金交付要綱

平成 22 年 7 月 7 日

経済局長 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市内のものづくり中小企業者の競争力の強化と次代を担う新産業の創出を図るため、ものづくり中小企業が自社の新製品及び新技術（以下「製品等」という。）への各種支援機関による技術的支援の提供を受けて実施する実証及び性能評価等（以下「実証等」という。）に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）及び仙台市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年仙台市規則第 33 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（個人を除く。）
- 二 補助事業者 第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者
- 三 補助事業 第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の対象となった事業

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、中小企業が行う補助事業に要する経費であって、別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金交付の対象となる事業について、他の補助金、助成金が交付されている場合は、原則として補助金は交付しない。

(補助率)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。

(補助金の交付対象者)

第 5 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する中小企業者とする。

- 一 本市内に事業所又は工場を有すること。

二 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有するものに限る）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

（市税の滞納がないことの確認）

第6条 前条各号に規定する要件は、市長が、補助金の交付の申請をしようとする中小企業者（以下「申請者」という。）の同意を得た上で市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りでない。

（市税の取扱い）

第7条 前条に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

（交付の申請）

第8条 申請者は、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2号による通知書により申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日間とする。

3 市長は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知があった日から10日以内にその旨を記載した書面を市長

に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次に掲げる場合には、あらかじめ様式第3号による変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき（各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。）

二 補助事業の内容を変更しようとするとき（次に掲げる軽微な変更を除く。）

(ア) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、中小企業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

四 補助事業の全部若しくは一部を他に継承させようとするとき

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 市長が第15条第1項の規定による補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書の規定により債権の譲渡を行い、補助事業者が市長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項の規定による通知又は承諾の依頼を行う場合には、市長は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が市長に対し、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項の規定による通知又は承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 市長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと

三 市長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金

の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと

(遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、市長の要求があったときは速やかに様式第4号による報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者がやむを得ない理由により第1項の実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により当該補助事業者に通知する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし市長は、事業の遂行上必要があると認められるときは、補助金を規則第15条ただし書の規定による概算払（前金払）により交付することができる。
- 2 第15条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、様式第7号による書面を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(立入検査等)

- 第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(交付決定の取消し等)

- 第20条 市長は、第11条第1項第3号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請あった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の終了後10年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(事業化等の報告)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、過去2年間）の製品等の事業化・販売の状況等について、様式第9号による報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(委任)

- 第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月7日から実施する。

別表（第3条関係）

経費区分
評価検証費，評価委託費，技術指導費，その他の経費